

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度 平成 20 年度

条 例 名	と畜場法施行条例		
条 例 番 号	平成15年神奈川県条例第7号	法 規 集	第8編第6章第1節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のために、公衆衛生の見地から必要とされると畜場の構造設備の基準等に関し必要な事項を定めるとともに、と畜検査等に係る手数料を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	と畜場法施行令第1条第1号から第10号に規定された構造設備の基準に加え、より詳細な構造設備の基準が必要であり、同条第11号に基づきその基準を定めるものとして必要な条例である。 また、と畜される獣畜は、必ずと畜検査を受けなければならないことから、検査等の事務に係る手数料を定めたこの条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定めた構造設備の基準は、詳細で具体的に記載されており、と畜された獣畜の食肉が衛生的に取り扱われ、消費者に安全な食肉を提供する施設の基準としては有効なものである。 手数料の額は、人件費等を考慮して算定して適正なものとしているが、めん羊、山羊のと畜検査手数料については、算定額と現状の手数料の額に乖離がみられることから、改正を検討する必要がある。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	構造設備の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。 手数料の算定は定額方式により、明確であり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 (県の基本的な方針に適合している)	食用に供する獣畜の適正処理のために必要な施設基準等を定めることにより、安全な食肉を流通させることによって生活の安心の確保に寄与するものであり、「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	と畜場法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	めん羊、山羊のと畜検査手数料の額について必要な改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無